

平成 30 年 12 月 7 日

平成30年登米市議会定例会 12月定期議会 提案理由説明書

登米市議会

議員 番

諮問第8号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-------	-----------------------------

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦候補者

氏名	いぬい 乾 かず 和 こ 子
住所	登米市迫町
職業	無職

諮問第9号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-------	-----------------------------

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦候補者

氏名	おお なみ しず え 大 浪 静 江
住所	登米市米山町
職業	無職

報告第 36 号	損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告について
----------	--------------------------------

本件は、過失による物損事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

議案第 80 号	平成 30 年度登米市一般会計補正予算 (第 4 号)
議案第 81 号	平成 30 年度登米市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
議案第 82 号	平成 30 年度登米市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
議案第 83 号	平成 30 年度登米市土地取得特別会計補正予算 (第 3 号)
議案第 84 号	平成 30 年度登米市下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
議案第 85 号	平成 30 年度登米市宅地造成事業特別会計補正予算 (第 3 号)
議案第 86 号	平成 30 年度登米市病院事業会計補正予算 (第 4 号)
議案第 87 号	平成 30 年度登米市老人保健施設事業会計補正予算 (第 2 号)

本案は、議案第 80 号平成 30 年度登米市一般会計補正予算 (第 4 号) から議案第 87 号平成 30 年度登米市老人保健施設事業会計補正予算 (第 2 号) までについて、各種会計予算の補正を行うものであります。

一般会計については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 12 億 381 万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 551 億 2,802 万円とするものであります。

その主な内容として、歳出では、道路新設改良事業 1 億 3,865 万円などを減額する一方、住まいサポート事業 3,400 万円、小中学校等空調設備設置事業 13 億 7,906 万円などを増額して計上しております。

歳入では、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金などの国庫支出金 2,762 万円、繰越金 8,643 万円、市債 10 億 7,830 万円などを増額して計上しております。

また、繰越明許費 3 件、債務負担行為補正として追加 10 件、地方債補正として変更 5 件を計上しております。

特別会計については、国民健康保険特別会計の歳出で保険給付費 2 億 3,912 万円の増額と債務負担行為 1 件を、介護保険特別会計の歳出で保険給付費など 912 万円の増額を、土地取得特別会計の歳出で土地開発基金繰出金 403 万円を増額して計上しております。

下水道事業特別会計の歳出では、下水道施設整備事業など 580 万円の減額と地方債補正として変更 2 件を、宅地造成事業特別会計の歳出では、土地取得特別会計繰出金など 593 万円を増額して計上しております。

企業会計については、病院事業会計で医業費用 4,822 万円の増額と債務負担行為補正として追加 16 件を、老人保健施設事業会計では事業費用 519 万円の増額と債務負担行為補正として追加 3 件を計上しております。

議案第 88 号	登米市議会議員及び登米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
----------	---

本案は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 66 号）が平成 31 年 3 月 1 日から施行されることに伴い、市議会議員及び市長選挙における選挙運動用ビラの作成に係る公費負担を条例で定めるため、本条例の一部を改正するものであります。
(新旧対照表 7 ページ)

議案第 89 号	登米市営住宅条例の一部を改正する条例について
----------	------------------------

本案は、登米遠見台集会所を主として利用している関係行政区に対して無償譲渡を推進するため、本条例の一部を改正するものであります。
(新旧対照表 10 ページ)

議案第 90 号	登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
----------	--

本案は、登米市立米谷病院の建替えに伴い、診療科目及び病床数の変更を行うため、本条例の一部を改正するものであります。
(新旧対照表 11 ページ)

議案第 91 号	登米市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について
----------	--

本案は、地域再生法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 38 号）並びに地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令（平成 27 年 8 月 31 日総務省令第 73 号）が平成 30 年 6 月 1 日から施行され、減収補てんの要件が見直されることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。
(新旧対照表 13 ページ)

議案第 92 号	指定管理者の指定について（石森ふれあいセンター）
議案第 93 号	指定管理者の指定について（宝江ふれあいセンター）
議案第 94 号	指定管理者の指定について（上沼ふれあいセンター）
議案第 95 号	指定管理者の指定について（浅水ふれあいセンター）
議案第 96 号	指定管理者の指定について（平筒沼ふれあい公園）

本案は、議案第 92 号指定管理者の指定（石森ふれあいセンター）から議案第 96 号指定管理者の指定（平筒沼ふれあい公園）まで、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び各施設の設置条例の規定に基づき、各施設の管理を行わせる団体を指定するにあたり、同法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

登米市議会議員及び登米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、<u>第142条第11項</u>及び第143条第15項の規定に基づき、登米市議会議員及び登米市長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用並びに<u>法第142条第1項第6号のビラ</u>（以下「選挙運動用ビラ」という。）及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担)</p> <p>第2条 登米市議会議員及び登米市長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、<u> </u>64,500円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。）までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により市に帰属することとならない場合に限る。</p> <p>第3条～第5条 （略）</p> <p><u>(選挙運動用ビラ作成の公費負担)</u></p> <p>第6条 <u>候補者は、第8条の規定により算定した金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項<u> </u>及び第143条第15項の規定に基づき、登米市議会議員及び登米市長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用並びに<u> </u><u> </u>法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担)</p> <p>第2条 登米市議会議員及び登米市長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、<u>候補者1人について</u>64,500円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。）までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により市に帰属することとならない場合に限る。</p> <p>第3条～第5条 （略）</p>

2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会の定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)

第8条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、7円51銭を超える場合には、7円51銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担)

第9条 候補者は、第11条の規定により算定した
金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)

第10条 (略)

(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担)

第6条 候補者は、第8条の規定により算定した金額に選挙運動用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が、当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を超える場合には、当該ポスター掲示場の数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合において、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)

第7条 (略)

(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)

第11条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次項の規定により算定した金額を超える場合には、次項の規定により算定した金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

2 （略）

（委任）

第12条 （略）

第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次項の規定により算定した金額を超える場合には、次項の規定により算定した金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

2 （略）

（委任）

第9条 （略）

登米市営住宅条例 新旧対照表

改正案	現行														
<p>第1条～第67条（略） 別表(第3条、第57条関係)</p> <p>1 市営住宅 表（略） 市営単独住宅 表（略）</p> <p>2 共同施設</p> <table border="1" data-bbox="192 663 1001 957"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中田加賀野住宅集会所</td> <td>登米市中田石森字加賀野一丁目 12 番地 3</td> </tr> <tr> <td>米山西野住宅集会所</td> <td>登米市米山町西野字見通 16 番地 2</td> </tr> </tbody> </table> <p>表（略） 表（略）</p>	名称	位置	中田加賀野住宅集会所	登米市中田石森字加賀野一丁目 12 番地 3	米山西野住宅集会所	登米市米山町西野字見通 16 番地 2	<p>第1条～第67条（略） 別表(第3条、第57条関係)</p> <p>1 市営住宅 表（略） 市営単独住宅 表（略）</p> <p>2 共同施設</p> <table border="1" data-bbox="1133 663 1942 1067"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>登米遠見台集会所</u></td> <td><u>登米市登米町寺池上町 56 番地 81</u></td> </tr> <tr> <td>中田加賀野住宅集会所</td> <td>登米市中田石森字加賀野一丁目 12 番地 3</td> </tr> <tr> <td>米山西野住宅集会所</td> <td>登米市米山町西野字見通 16 番地 2</td> </tr> </tbody> </table> <p>表（略） 表（略）</p>	名称	位置	<u>登米遠見台集会所</u>	<u>登米市登米町寺池上町 56 番地 81</u>	中田加賀野住宅集会所	登米市中田石森字加賀野一丁目 12 番地 3	米山西野住宅集会所	登米市米山町西野字見通 16 番地 2
名称	位置														
中田加賀野住宅集会所	登米市中田石森字加賀野一丁目 12 番地 3														
米山西野住宅集会所	登米市米山町西野字見通 16 番地 2														
名称	位置														
<u>登米遠見台集会所</u>	<u>登米市登米町寺池上町 56 番地 81</u>														
中田加賀野住宅集会所	登米市中田石森字加賀野一丁目 12 番地 3														
米山西野住宅集会所	登米市米山町西野字見通 16 番地 2														

登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例 新旧対照表

改正案					現行				
第1条 (略) (病院事業等の設置)					第1条 (略) (病院事業等の設置)				
第2条 (略)					第2条 (略)				
2 病院、診療所及び訪問看護ステーションの名称、位置、診療科目及び病床数は、次のとおりとする。					2 病院、診療所及び訪問看護ステーションの名称、位置、診療科目及び病床数は、次のとおりとする。				
名称	位置	診療科目	病床数		名称	位置	診療科目	病床数	
登米市立 登米市民 病院	登米市迫町 佐沼字下田 中25番地	内科 外科 血管外 科 脳神経外科 乳 腺外科 整形外科 小児科 皮膚科 泌 尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション 科 放射線科 麻酔 科	一般病床	258 床	登米市立 登米市民 病院	登米市迫町 佐沼字下田 中25番地	内科 外科 血管外 科 脳神経外科 乳 腺外科 整形外科 小児科 皮膚科 泌 尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション 科 放射線科 麻酔 科	一般病床	258 床
登米市立 米谷病院	登米市東和 町米谷字元 町200番地	内科 整形外科 小 児科 耳鼻咽喉科	一般病床	40床	登米市立 米谷病院	登米市東和 町米谷字元 町200番地	内科 外科 整形外 科 小児科 耳鼻咽 喉科	一般病床	49床
			療養病床	50床					
(略)					(略)				

3 (略)

第3条～第10条 (略)

3 (略)

第3条～第10条 (略)

登米市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p><u>登米市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている<u>法第5条第4項第5号イ</u>に規定する地方活力向上地域内における固定資産税の課税免除及び不均一課税（以下「課税免除等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(固定資産税の<u>免除等</u>)</p> <p>第2条 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。）第1条に規定する公示日（以下「公示日」という。）から平成32年3月31日までの間に、<u>法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画</u>の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、省令第2条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設したもの（<u>法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。</u>）について、<u>特別償却設備</u>である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以降に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日</p>	<p><u>登米市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている<u>法第5条第4項第4号</u>に規定する地方活力向上地域内における固定資産税の不均一課税_____に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(固定資産税の<u>不均一課税</u>)</p> <p>第2条 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。）第1条に規定する公示日（以下「公示日」という。）から平成32年3月31日までの間に、<u>法第17条の2第3項の規定により、同条第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画</u>の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、省令第2条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設したもの_____について、<u>当該特別償却設備</u>である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以降に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日</p>

の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。以下「固定資産」という。) に対して課する固定資産税 _____ は、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度以降3年度に限り免除する _____。

2 省令第2条第2号に規定する特別償却設備設置者（法第17条の2第1項第2号に掲げる事業を実施する者に限る。）の固定資産に対して課する固定資産税は、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度以降3年度に限り、登米市税条例（平成17年登米市条例第65号）第62条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる事業の区分及び同表の中欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める税率とする。

事業	年度	税率
法第17条の2第1項第2号に掲げる事業	初年度（当該固定資産に新たに固定資産税が課されることとなった年度をいう。）	0
	第2年度（初年度の翌年度をいう。）	100分の0.467
	第3年度（第2年度の翌年度をいう。）	100分の0.933

の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。以下「固定資産」という。) に対して課する固定資産税の税率は、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度以降3年度に限り、登米市税条例（平成17年登米市条例第65号）第62条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる事業の区分及び同表の中欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める税率とする。

事業	年度	税率
法第17条の2第1項第1号に掲げる事業	初年度（当該固定資産に新たに固定資産税が課されることとなった年度をいう。この表において同じ。）	0
	第2年度（初年度の翌年度をいう。この表において同じ。）	100分の0.35
	第3年度（第2年度の翌年度をいう。この表において同じ。）	100分の0.7

(課税免除等の申請)

第3条 前条の規定により固定資産税の課税免除等の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に市長が必要と認める書類を添付して、課税免除等を受けようとする年度の固定資産税の法定納期限前7日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 課税免除等の適用を受けようとする者の住所又は所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は所在地及び氏名又は名称）
- (2) 課税免除等の適用を受けようとする年度
- (3)・(4) (略)

(課税免除等の措置)

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、審査の上、課税免除等の処分を決定し、その旨を固定資産税の課税免除等の適用を受けようとする者に通知しなければならない。

第5条 (略)

法第17条の2	初年度	0
第1項第2号	第2年度	100分の0.467
に掲げる事業	第3年度	100分の0.933

(不均一課税の申請)

第3条 前条の規定により固定資産税の不均一課税の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に市長が必要と認める書類を添付して、不均一課税を受けようとする年度の固定資産税の法定納期限前7日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 不均一課税の適用を受けようとする者の住所又は所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は所在地及び氏名又は名称）
- (2) 不均一課税の適用を受けようとする年度
- (3)・(4) (略)

(不均一課税の措置)

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、審査の上、不均一課税の処分を決定し、その旨を固定資産税の不均一課税の適用を受けようとする者に通知しなければならない。

第5条 (略)